

東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号

原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会

被告 西平秋子

## 準備書面 3

平成21年12月3日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水 浩 幸



### 第1 原告らの求釈明に対する回答

被告準備書面1の8頁、「廣木監督からは、・・・言葉づかいについては脚本への「差し込み稿」を作成して被告に送るので確認してほしい・・・、等の説明がなされた。」(同頁の下から10行目以下)という記載に関し、第2回口頭弁論(平成21年11月11日)において原告らから被告に対して、「差し込み稿」は送られてきたのかという求釈明があった。

そこで、被告は、以下のとおり回答する。

被告はこの2004年11月7日の話し合いの席で脚本家(原告荒井)と交渉したいとあらかじめ要求していたのに脚本家が当日現われなかったことから、以後は脚本のことも廣木監督とやりとりするしかないのかと思い、また、すぐ翌日(同年11月8日)から撮影が始まると聞いていたので、あとは現場での監督の采配になるのだろうと想像した。監督から差し込み稿は送られてこなかったが、監督が被告の意をくんで、現場や編集で脚本の問題を直してくれるものと被告は期待し、理解した。

被告はそのうえで、その後新たな点として、政治的発言の部分(本間が優子に対し、国旗・国歌の問題、歴史教科書の問題など)についての見解を語る部分。

甲1の13-15頁)を映画から割愛してくれるように、2005年1月に田中及び森重を経由して監督に交渉したものである。

以上